

平成 30 年度税制改正に関する意見

平成 29 年 9 月 20 日
日本商工会議所

基本的な考え方

(わが国の財政・地域経済に大きく貢献する中小企業)

中小企業の雇用から発生する所得税は約 3.4 兆円に達し、給与から発生する所得税収の約 4 割を占めている。また、中小企業が負担する社会保険料事業主拠出分が約 13.3 兆円（大企業負担分：約 13 兆円）にも上るなど、中小企業は雇用を通じてわが国の財政や地域経済に大きく貢献している。

中小企業の約 9 割は、経営者自らが資本を調達し、事業を行う同族経営であり、資本と経営が一体であるからこそ、機動的な意思決定で変化する経済環境への機敏な対応や、長期的な視点に立った経営で地域の雇用を支えるなど、地域社会への高い貢献が可能となる。また、中小企業は、地域に密着した小規模企業や、高度な技術力を保有し、国際的なサプライチェーンの一端を担う企業、創業 100 年を超す老舗企業など多種多様な存在であり、こうした多様で分厚い中小企業層が各地に集積していることが、わが国経済の基盤をなし、大きな強みとなっている。

(中小企業の活力を最大限引き出す税制の整備が必要)

しかしながら、その中小企業は、この 5 年間で約 40 万者減少している。経営の将来見通しが不透明な中で、経営者の高齢化、後継者難等から、廃業を余儀なくされる企業も少なくない。加えて、事業承継を巡る税制の複雑さが、事業承継を難しくしている。廃業企業の中には、存続企業よりも高い利益率を残す企業が存在している。間もなく、団塊世代の経営者が大量引退期を迎える中で、廃業によって、こうした「価値ある事業」が失われれば、有形・無形の技術やノウハウの途絶、産業集積の衰退などを招き、新たな成長の芽を摘みかねない。

他方、わが国経済は、今後、第 4 次産業革命の到来によって、産業・就業構造および経済システムが大きく変化する可能性がある。ICT・IoT の普及によって、ビジネスモデルは、従来の垂直統合型ではなく、よりオープンな水平分散型・協働型へと変化する可能性があり、そうした新たなビジネスモデルにおいては、多様性・柔軟性・機動性などの特性を有する中小企業こそ主役になり得る。

国は、こうした中小企業の特性を踏まえ、その活力を最大限引き出す観点から、起業・成長・事業承継といった企業のライフサイクルの各局面で、経営の足かせとなっている規制・制度の見直しを図るべきである。とりわけ、中小企業経営者の自由闊達な事業意欲を削ぐ事業承継を巡る税制は、中小企業の絶え間ない成長を促す観点から抜本的に見直し、国の成長戦略として位置づけることが必要である。

(将来への安心を支える税制と社会保障制度の一体的な改革の断行)

「人口急減・超高齢化社会」という構造的課題によって、国民や企業は将来に不安を感じ、このことが、消費マインドの低下や投資抑制の一因となっている。将来不安の払しょくに向け、社会保障制度の持続性確保、少子化対策の充実・強化のために、消費税率 10%への引き上げは必要である。平成 31 年 10 月の消費税率引き上げを確実に実行するため、経済環境の整備を進めるとともに、社会保障給付の重点化・効率化や、高齢者の応能負担割合を高めるなど社会保障制度改革の断行が必要である。

【目次】

基本的な考え方	…	1
I. 中小企業の価値ある事業を次世代に承継し、新たな挑戦を後押しする税制の実現		
1. 諸外国並みの事業承継税制の確立	…	3
2. 早期かつ計画的な事業承継を促進する措置の創設	…	4
3. 事業承継税制の活用に向けた改善	…	5
4. 取引相場のない株式の評価方法の見直し、分散した株式集中化の促進	…	6
5. 中小企業の M&A を後押しする税制の創設	…	7
6. 担保提供している個人の事業用資産の評価方法の見直し	…	7
7. 相続時精算課税制度の見直し（小規模宅地特例等の適用化）	…	8
8. 個人事業主の事業承継に対する支援措置（事業用建物に係る相続税の軽減）	…	8
9. 中小企業の挑戦を後押しする税制措置	…	8
10. 深刻な人手不足の克服に向けた取り組みを後押しする税制措置	…	11
II. 民間投資や消費を喚起し、内需拡大・地域活性化に資する税制措置		
1. 固定資産税の負担軽減	…	12
2. 地方創生の取り組みに資する税制措置	…	13
3. 不動産流通を促進する税制措置	…	15
4. 自動車関係諸税の簡素化・負担軽減	…	16
5. 地方の「自主・自立」に向けた地方税改革	…	16
III. 中小・中堅企業の生産性向上・活力強化を促す税制		
1. 納税環境の整備・納税協力負担の軽減	…	17
2. 事業者の納税事務負担を増加させる個人住民税の現年課税化には反対	…	21
3. 中小・中堅企業の活力強化を促す税制	…	21
4. 中小企業の経営基盤を阻害する税制措置への反対	…	22
5. 「収益認識に関する会計基準」の策定によって、中小企業の税務に影響を及ぼすべきではない	…	24
6. 中小企業の国際化を支援する税制措置の拡充	…	24
7. 事業再生を支援する税制措置の拡充	…	25
8. 環境関連税制の強化には反対	…	27
9. 中小企業や地域を牽引する中核企業の成長を後押しする税制措置	…	27
IV. 消費税率引き上げに伴う課題		
1. 社会保障・税一体改革の断行、平成 31 年 10 月の消費税率 10%引き上げの確実な実施	…	27
2. 軽減税率・インボイス制度は導入すべきではない。軽減税率の導入はゼロベースで見直すとともに、インボイス制度は廃止を含め、慎重に検討すべき	…	28
3. 円滑な価格転嫁の実現	…	28
4. 二重課税の見直し	…	29
V. 女性・高齢者の活躍促進、子育て世代の支援に向けた制度の見直し		
1. 働きたい女性の意思を尊重した税制・社会保険制度の見直し	…	30
2. 公的年金等控除の見直しによる子育て世帯への支援の拡充	…	30
3. 企業の子育て支援に資する税制措置	…	31
VII. 経済活動・国民生活に資する税制	…	32

I. 中小企業の価値ある事業を次世代に承継し、新たな挑戦を後押しする税制の実現

団塊世代の経営者が大量引退期を迎える今後5～10年間は、まさに「大企業承継時代」の到来であると同時に、世代交代によって、新たなビジネスを生み出す意欲ある経営者の活躍を促すまたとないチャンスでもある。この機会を逃すことなく、中小企業の価値ある事業を次世代へ引き継ぎ、時代のニーズに合った新たな事業への挑戦を後押しすべきである。

一方、相続税の基礎控除の引き下げ等によって、相続税の課税対象が大幅に増加（平成26年：4.4%⇒平成27年：8.0%）する中、換金性のない非上場株式に課される過大な相続税負担のために、自社の株価対策に膨大な時間とエネルギーを費やさざるをえない中小企業経営者は少なくない。経営者が交代する際、非上場株式が売却されることなく後継者に継承され、企業の経営実態がそれまでと何ら変わらないにも関わらず、多額の相続税・贈与税負担が課されることは適切ではない。

現行の事業承継税制は、これまでの改正によって制度改善が図られ、適用件数は直近では増えているものの、年間500件程度に止まっており、間もなく、世代交代期を迎える中小企業者数が30万者超存在すると言われる状況を踏まえれば、その数は極めて少ない。国際的に見ても、わが国の事業承継税制は厳しい要件を課しており、中小企業の多様な事業承継の実態を踏まえて、本業に注力できる、諸外国並みの事業承継税制へと抜本的に見直すべきである。

また、企業を継続・成長させていくために、次代を担う後継者の育成は大変重要な課題である。しかし、多忙な経営者にとっては、眼前の差し迫った課題を優先し、後継者対策は、対応を先送りしがちである。早期に後継者を育成し、計画的に経営資源を承継している企業において、円滑な事業承継が実現しているケースが多く見られていることから、生前贈与に対するインセンティブの強化により、早期かつ計画的な事業承継を促すことが重要である。

中長期的には、中小企業が事業用資産を損なうことなく、十分な形で次世代に事業を承継できるよう、わが国の事業用資産の承継に係る非課税措置を実現すべきである。

1. 諸外国並みの事業承継税制の確立

～自由闊達な経営を制限する現行制度の抜本的見直し～

(1) 成長に必要な経営人材の登用を制限する代表者要件・筆頭株主要件等の見直し

現行の事業承継税制は、先代の配偶者が多数の株式を持っている場合、被相続人と後継者の関係に当たらないため、税制措置の対象にならない。また、後継者を1人に選定しなければ制度を利用することができないなど、適用対象が極めて限定されている。

人材に限られる中小企業においては、兄弟等で経営を行っている場合が少なくない。また、優秀な従業員や社外の人材を経営陣として招へいする企業も増加している。実際、東京商工会議所の調査では、後継者以外の兄弟・姉妹が自社に勤務している割合は3割強であり、約5割の企業において、後継者以外にも株式を承継させるとの調査結果となっている。

中小企業の事業承継の実態は多様であり、企業における経営人材の選定を税制で制

限すべきではない。先代経営者および後継者における代表者要件、筆頭株主要件は撤廃し、経営に関与する取締役等が事業承継税制の適用対象となることを検討すべきである。

(2) 事業環境の変化への対応を制限する事業継続要件の見直し

現行の制度において納税免除を受けられるケースは、納税猶予を受けた後継者が死亡した場合や、納税猶予の適用を受けた非上場株式を、さらに次の後継者へ生前贈与し、納税猶予の適用を受けた場合等、極めて限定的である。

諸外国の事業承継税制では、納税免除を受けるための事業継続期間を設けている場合でも、5年間あるいは7年間に限定しており、そもそも事業継続を求めている国も存在する。複雑な要件を課しながら、長期間にわたって納税猶予する制度は、事業環境の変化に迅速に対応しようとする中小企業の自由闊達な経営を制限しかねない。

このため、納税猶予開始後5年経過時点で納税を免除するとともに、事業承継期間において、雇用維持要件を満たせなかった場合や猶予対象株式を一部譲渡した場合には、その割合に応じた納税猶予額分を納付する等の措置を講じるべきである。

(3) 事業承継税制の効果を薄め、複雑化させている株式総数制限の撤廃

納税猶予の対象となる自社株式は、発行済議決権株式の総数の3分の2までとする上限があるが、納税猶予割合(80%)とあわせると、結果として猶予効果は半分(約53%)にとどまり、効果が薄く、納税猶予額の計算上も複雑になることが事業承継税制の利用が進まない原因のひとつとなっている。

納税猶予の対象となる発行済議決権株式総数に係る上限は撤廃し、全ての株式を対象とすべきである。

(4) 深刻な人手不足を踏まえた雇用要件のあり方の見直し

わが国の労働人口が減少する中、国は、深刻な人手不足に直面する中小企業の生産性向上を促す観点から、IT化や設備投資等を支援する施策を講じているところである。中小企業が、こうした国の生産性向上施策を活用し、経営の効率化を進めようとする場合、事業承継税制の雇用要件が制約になりかねない。

事業承継税制が創設された当時とは、中小企業の雇用環境が大きく変化していることを踏まえ、雇用要件のあり方の見直しが必要である。

2. 早期かつ計画的な事業承継を促進する措置の創設

(1) 自社株の生前贈与時における贈与税率の軽減または株式評価減制度の創設

早期に後継者を育成し、計画的に経営資源を承継している企業において、円滑な事業承継が実現しているケースが多く見られる。

団塊世代経営者の大量引退による「大事業承継時代」を乗り切るため、生前贈与に対するインセンティブの抜本的強化を図り、早期かつ計画的な事業承継を強力に促すことが重要である。後継者に自社株を生前贈与する際、思い切った贈与税率の軽減または株式評価減を講じるべきである。

(2) 相続税の納税猶予割合の100%への引き上げ

現行の事業承継税制では、贈与税から相続税の納税猶予に切り替える場合、猶予割合（贈与税：100%、相続税：80%）の差分は、相続税として納税しなければならない。円滑な事業承継の実現には、生前贈与による早期かつ計画的な取り組みが重要であるが、結果的に相続税が発生する現行の仕組みでは、生前贈与に取り組むインセンティブが働かないことから、相続税の猶予割合も100%に引き上げるべきである。

3. 事業承継税制の活用に向けた改善

(1) 事前確認制度の利用促進に向けた措置

中小事業者が制度の詳細内容を認識しておらず、相続開始時に要件を満たしていないことを理由に、制度を利用できないという事態が生じている。相続開始前に事業承継に向けた取り組みを促進させるため、事前確認制度利用者に対し、インセンティブを与える措置を講じるべきである。

(2) 事業承継税制の利用促進に向けた事務手続き・提出書類の改善

東京商工会議所の調査では、事業承継税制を利用する際の使いづらさとして、「提出書類が煩雑でわかりにくい」との意見が多く寄せられている。納税猶予制度を受けるためには、納税猶予適用の認定申請や事業継続の報告書、報告に係る確認書等、数多くの煩雑な書類を提出する必要があり、また、提出期限も書類によって異なっていることから、大きな負担となっている。

事業承継税制の利用促進に向け、以下の事務手続きや提出書類の改善を図るべきである。

- ① 書類提出の不備等により、納税猶予を利用できないことのないよう、提出書類についての宥恕規定を創設すること。

※宥恕規定：特例要件（課税軽減措置）に必要な書類に不備があったとしても、その不備にやむを得ない事情があると税務署長が認めた時に、特例措置を認める規定

- ② 資産管理型会社は、従業員数が一時でも5名を切ると取消・確定事由に該当し、特に小規模な企業にとっては大変厳しい要件となっていることから、資産管理型会社の従業員要件の判定時期を基準日時点のみとすること。
- ③ 贈与認定継続中に相続が発生し、切替確認を行う場合に、別途臨時報告を提出する必要があるが、切替確認の要件と臨時報告に対する確認要件は大部分が重複していることから、切替確認の申請を行った場合には、臨時報告の提出は不要とすること。
- ④ 任意に認定の取り消し申請を提出する場合には、当該申請行為自体から取消事由に該当した事実が明らかであるため、別途臨時報告の提出は不要とすること。
- ⑤ 経営承継円滑化法における、贈与の日から贈与認定申請基準日までの従業員数8割維持の要件を撤廃すること。同様に相続認定申請基準日における雇用要件も撤廃すること。

(3) 支援措置に係る認定等の都道府県への移譲にあたっての情報共有の徹底

第5次地方分権一括化法により、平成29年度から事業承継の支援措置に係る認定等が都道府県に移譲されたが、都道府県によって認定に格差が生じることのないよう、情報共有等の徹底が必要である。

(4) 信託を活用した株式の納税猶予制度の適用化

事業承継の選択肢を増やす観点から、株式の信託を活用した場合について、納税猶予制度の適用を認めるべきである。

(5) 事業承継税制の更なる周知・PR

事業承継税制の普及・促進に向けて、経営者のみならず、中小企業を支援する金融機関、士業等に対する広報活動の一層の強化が必要である。

4. 取引相場のない株式の評価方法の見直し、分散した株式集中化の促進

(1) 事業継続を前提とした、配当重視の評価方法への抜本の見直し

継続事業体（ゴーイングコンサーン）として存在している中小企業にとって、成長に必要な安定的な経営基盤を次世代へ承継することが必要不可欠である。しかし、現行の取引相場のない株式の評価方法は、事業を継続し、企業価値を高めるほど、自社の株式評価が上昇することで、相続税負担が増加するなど円滑な事業承継の大きな阻害要因となっている。

非上場株式の財産価値は、主に議決権、配当期待権、残余財産分配権が付与されていると考えられるが、事業継続を前提とする中小企業の経営者にとって、自社株式の価値は、議決権と配当期待権以外に無く、会社の清算時に初めて生じる残余財産分配権の価値は極めて低い。また、議決権は、独立して取引の対象となる財産ではないため、財産的価値はないと考えられている。

このため、取引相場のない株式の評価方法は、財産評価基本通達で原則的な評価方法とされている純資産価額方式のような企業の清算を前提とした評価方法に替えて、事業の継続を前提として、配当還元方式の適用拡大など、議決権を多く保有することで生じる配当を重視した評価方法に見直すべきである。

その際、経営者が配当額を恣意的に決めることのないよう、利益の一定額等を「配当とみなす金額」とする等、評価の適正化の観点も求められる。

(2) 現行の取引相場のない株式の評価方法における当面の改善点

純資産価額方式における株式の評価について、以下の措置を認めるべきである。

- ① 都市部を中心とした地価高騰によって、評価会社の業績に関わらず、資産の時価評価が上昇し、株価が想定外に高く評価されることで、中小企業の円滑な事業承継を阻害している。中小企業の株式評価額の安定化を図る観点から、個人所有の小規模宅地と同様に、会社保有の土地についても評価減を認めるべき。
- ② 純資産価額の計算上、企業会計上の貸借対照表を前提にしていることから、負債の範囲には、少なくとも、退職給与引当金、賞与引当金を含めるべき。

- ③ 評価差額から排除されている現物出資等に係る受入れ差額は、帳簿書類の保存期間を考慮し、現物出資等の後、最長 10 年以内に制限すべき。
- ④ 評価会社が所有する上場株式の評価については、課税時期前 3 カ月間の株価変動は斟酌されているが、課税時期後の株価変動が斟酌されていないのは不合理であり、課税時期の前後 3 カ月間（あるいは 5 カ月間）の株価変動を斟酌すべき。

(3) 分散株式の集中化のための税制措置

商法上、株式会社の発起人が 7 人以上必要とされた時代があり、実質的な創業者以外の他の発起人が株式を分散保有している会社も多い。これらの株式を経営者が取得する場合、当該非上場株式が高く評価され、買い戻しが極めて困難になっている。また、先代経営者が社員に株式を贈与または額面価額で譲渡している場合や、株主の相続等で株式が分散している場合にも同様の問題が生じている。

分散した株式の集中化を図る場合に、特例的評価方式（配当還元方式）での買い取りを認めるとともに、発行会社が自社株式を買い取る場合の譲渡株主（個人）のみならず配当課税および譲渡者から残存株主へのみなし贈与課税の適用停止等の措置を講じる必要がある。

また、同族株主判定の際に基準となる「6 親等内の血族（はとこ）、3 親等内の姻族（配偶者の甥・姪）」は、親族関係が希薄化した現在では同族に馴染まない。

会社経営に関与していない株主であっても、同族株主に該当するがために株式の相続税評価が高額となり、当該株主にかかる相続税の負担が重くなるほか、これら株主から発行会社やその経営陣が高額な相続税評価額による株式の買い取りを請求される等のトラブル事例も見受けられるため、早急にその範囲を縮小すべきである。

5. 中小企業の M&A を後押しする税制の創設

近年、中小企業の M&A が活発化しつつあるが、依然として、M&A は、中小企業にとって縁遠い存在で、自社が M&A の対象として評価されるかどうか分からず、経営者において、会社の売却という手段自体が初めから選択肢にない場合が多い。

一方、買い手側にとっても、買収に伴うリスクの見極めが難しく、M&A に踏み切れないことも少なくない。

このため、売り手、買い手それぞれに M&A へのインセンティブとして、株式譲渡益に係る特別控除の特例の創設等、中小企業の価値ある事業の継続を後押しすべきである。

6. 担保提供している個人の事業用資産の評価方法の見直し

中小企業経営者の個人資産に占める事業用資産の割合は 6 割を超え、所有と経営が一体である中小企業は、事業資金の借入のために個人資産を担保提供している場合が多い。法人経営のために提供した個人資産は債権者の承諾なしには処分できず、資産価値としては大きな制約を受けている。

法人経営のために担保提供した個人資産は、事業用資産に準ずるものとして扱い、担保付き個人資産の評価額の一定割合を減額する特例の創設（減額は担保に入っている借

入金の総額を上限)等、相続税の評価方法の見直しを検討すべきである。

7. 相続時精算課税制度の見直し（小規模宅地特例等の適用化）

相続時精算課税制度を利用することにより、事業用資産を後継者に集中させることが可能であるが、相続時精算課税に係る贈与によって取得した宅地等については、小規模宅地等の特例の適用が認められていない。

そのため、事業承継に相続時精算課税制度を利用した場合においても、小規模宅地等の特例の適用を認めるべきである。

8. 個人事業主の事業承継に対する支援措置（事業用建物に係る相続税の軽減）

個人事業主の事業用資産で最も大きい比重を占めている土地については、平成 25 年度税制改正において小規模宅地等の特例の抜本的な見直しが行われており、個人事業主の円滑な事業承継に大きく寄与しているところである。

一方で、地方の個人事業主の中には、資産における建物の割合が高い事業者も存在しており、事業承継時の阻害要因となっているケースもある。そのため、小規模企業の約 6 割を占める個人事業主の事業承継の円滑化のため、個人事業主の事業用建物に係る相続税を軽減する措置について検討すべきである。

なお、個人事業主は納税事務に割ける人員が限られており、利用要件が複雑化した場合、制度自体の利用が困難となる。そのため、個人事業主の事業用建物に係る相続税の軽減措置を検討する際には、現在の小規模宅地等の特例における事業継続要件を維持することが不可欠である。

9. 中小企業の挑戦を後押しする税制措置

(1) 中小企業の IT・IoT 活用促進に向けた税制措置の創設

先進的な中小企業において、IT を活用したビジネスプロセスの見直し、企業連携による共同受注プロジェクトの立ち上げなど、データの連携・高度利活用を行い、新たな付加価値の創出を図る取り組みが出始めている。また、安価で簡単に導入ができるクラウドサービスの発達により、比較的小規模な企業でも容易に IT を導入できる環境が整いつつある。

わが国が第 4 次産業革命を迎え、データの価値を最大限活用するビジネスモデルへと変革が求められる中で、わが国産業の基盤である中小企業の IT・IoT の活用促進を後押しする税制措置を講じる必要がある。

(2) 創業後 5 年間の法人税・社会保険料の減免措置

創業後 5 年程度は黒字であったとしても、事業活動が不安定で経営基盤が安定しない企業が多い。そのため、中小企業のスタートアップ時の経営基盤を強化し、企業の拡大・発展を強力に後押しするため、中小企業支援機関等の創業支援を受けた創業者に対して、創業後 5 年間の法人税免税、社会保険料の減免措置や、創業後 5 年以内に生じた欠損金の繰越控除期間の無期限化を講じるべきである。

(3) 創業資金に係る贈与税非課税枠の創設

創業者の親族等から贈与された創業資金に係る贈与税について、1,000万円の非課税枠を創設し、新規創業を支援すべきである。

(4) 研究開発型ベンチャー企業の支援に資するパテント・ボックス税制の創設

中小企業の知的財産権の国内保有の推進や、創薬ベンチャー等の研究開発型のベンチャー企業を支援する観点から、パテント・ボックス税制（知的財産権に起因する収益に対する軽減税率の適用）を創設すべきである。

(5) 研究開発税制の拡充・運用面の大幅な改善

第4次産業革命の到来を踏まえ、わが国が国際競争を勝ち抜くためには、研究開発投資への後押しが極めて重要であることから、研究開発税制は、制度全体として、恒久化し、予見可能性のある安定した制度とすべきである。また、中小・中堅企業の研究開発を後押しする観点から、研究開発税制は、以下の措置を講じるべきである。

- ① オープンイノベーション（特別試験研究費）の範囲に、特許譲受対価を追加すべき。
- ② 安価で安定的なエネルギー供給を促進するため、省エネや新エネ等に係る研究開発費について、研究開発税制に上乗せして税額控除を可能とする措置を創設すべき。
- ③ 経営資源の限られた中小企業は、一人の人員が研究開発とともに他の業務を兼務することが多いが、研究開発税制の対象となる人件費は、専門的知識を持って試験開発の業務に「専ら」従事することが求められており、使い勝手が悪く、利用率が低迷している原因になっている。中小企業の研究開発への取り組みを強力に支援するため、中小企業の場合は、専属的に従事せずとも、担当業務への従事状況が明確に区分されていれば、試験研究費の対象となる人件費を概算比率で計上可能とすることや、従業員の研究開発活動割合が80%以上である場合に、その従業員に係る賃金の全てを人件費の対象とするなど、大胆に運用面を改善すべき。
- ④ 試験研究費の対象費目（製造原価）の明確化が、利用促進には必要不可欠であることから、テンプレート等の作成、中小企業への周知・徹底等の方策を講じるべき。

(6) 法人版エンジェル税制（ベンチャー投資促進税制）の延長・拡充

現在、中小・中堅企業が新たな事業分野に進出する際、M&Aを活用するケースが増加しており、平成29年度税制改正において、地方投資を促す観点から要件が緩和されたベンチャー投資促進税制は、地方創生に資することから延長すべきである。

一方で、現行のベンチャー投資促進税制は、ファンドを通じた間接的な投資に限定されているが、中小・中堅企業が、ベンチャー企業に直接投資をすることで、ベンチャー企業の持つ新たな技術・ノウハウが中小・中堅企業に波及し、従来の事業の活性化・新事業展開に寄与することが期待されることから、中小・中堅企業がベンチャー企業に直接投資した場合にも税制優遇措置を講じるべきである。

(7) エンジェル税制の適用要件の拡充

成長途上にある企業へのリスクマネーの供給を増加させるためには、エンジェル税制の利用促進が不可欠である。ベンチャー企業への投資拡大に向け、適用企業の要件緩和を図るとともに、投資額の所得控除の上限額の引き上げ、ベンチャー企業の株式損失における他の所得との損益通算期間を延長すべきである。

(8) 産業競争力強化法に基づく創業者の登録免許税の軽減措置の延長

創業時の負担軽減を図るため、産業競争力強化法に基づき認定された「創業支援事業計画」における特定創業支援事業を受けた創業者の登録免許税について、適用期限を延長すべきである。

(9) 中小企業の成長意欲を喚起する利益連動給与の中小企業への適用拡大

役員給与については、税法上は、定期同額給与、事前確定届出給与、利益連動給与の3種類の役員給与のみ損金算入が認められている。役員給与は職務執行における対価であることから、原則、全額損金算入とすべきである。

少なくとも、非同族会社にのみ認められている利益連動給与に関しては、中小企業経営者の成長への意欲向上を図る観点から、同族会社も適用対象とすべきである。

なお、事業年度開始後に損金算入が認められる役員給与改定事由のうち、「通常改定」は、事業年度開始から3か月以内に限られ、3か月後以降は「特別な事情」がない限りは認めないものとされているが、年間を通じて好不況の変動が激しい中小企業の実態を踏まえ、年度途中での改定を事業年度開始から半年後まで認める等、弾力的かつ機動的な仕組みとすべきである。とりわけ、「業績悪化改定事由」の狭義の解釈により、期中における役員給与の引き下げが困難な実態があり、中小企業の赤字法人増大の一因ともなっている。期初の業績目標に達しない際に、期中に役員給与を引き下げて収益を確保することは当然の経営行動であることから、役員給与の引き下げは柔軟に認めるべきである。

(10) 中小企業の欠損金の繰戻還付制度の本則化

損益分岐点比率が9割にのぼり、外部環境の変化や景気変動による売上の増減が直ちに収支に直結する中小企業にとって、資金繰りは恒常的な経営課題である。

中小企業の資金繰りの改善を税制面で支援する観点から、中小企業の欠損金の繰戻還付制度は、恒久的な制度として、本則化すべきである。

(11) 賞与引当金、退職給与引当金の損金算入制度の復活

賞与引当金、退職給与引当金については、給与規程や退職金規程等に明確に定められている場合、企業は従業員に対して債務を負っていると考えられており、「中小企業の会計に関する基本要領（中小会計要領）」等、企業会計において計上が求められていることから、法人税上も損金計上を認めるべきである。

10. 深刻な人手不足の克服に向けた取り組みを後押しする税制措置

(1) 所得拡大促進税制の適用要件の緩和・拡充

人手不足が深刻化する中、多くの中小企業において、人材の確保・定着のために防衛的な賃上げをせざるを得ない状況にある。労働分配率が約8割にもものぼる中小企業は、賃上げ余力に乏しく、賃金上昇や社会保険料の増加により、企業の収益が圧迫され、生産性向上に資する設備投資を妨げる一因になっている。

こうした状況を踏まえ、平成29年度税制改正において所得拡大促進税制が拡充されたところだが、一方で、複雑な適用要件を満たせず、申告を断念する中小企業も少なくない。例えば、定年退職による人員減を補充できないケースや、国が提唱する働き方改革を踏まえて、人員を増員し、一人当たりの残業時間を削減した結果、平均給与等支給額が下がるケース等は、賃上げを行っていても、本税制が利用できない場合がある。実質的に賃上げに取り組む中小企業が税制を活用できるように、中小企業の実態を踏まえ、適用要件の緩和を図ったうえで、延長すべきである。

また、人材不足の中、経営資源が限られている中小企業において、人材の確保や能力開発は極めて重要であることから、社員の研修受講や資格取得に係る費用など教育訓練費等も税額控除の対象とすべきである。

(2) 中小企業の生産性向上に資する、少額減価償却資産の取得価額の損金算入制度の拡充・本則化

少額減価償却資産の特例は、中小企業49万社が活用するなど、利用頻度が高く恒常的に利用されており、中小企業の納税事務負担の軽減に大きく寄与している。一方で、経営環境の変化の速さから、随時更新が必要なパソコンやソフトウェア、製造業等で減耗の激しい器具等の更新によって、取得合計額の上限(300万円)を超えるケースも多い。また、平成31年10月に予定されている消費税率の引き上げ、軽減税率の導入に備え、多くの事業者でレジや受発注システム等の入れ替えが検討されている。

中小企業の生産性向上および納税事務負担軽減の観点から、現行の対象資産の限度額(30万円未満)の引き上げ、および取得合計額の上限(300万円)を600万円まで引き上げたうえで、本則化すべきである。

(3) 雇用促進税制の延長・拡充

採用環境の厳しさから、中小企業は採用活動が長期間にわたり、採用活動に伴う費用が増大している。中小企業の人材採用を支援する観点から、雇用促進税制の適用期限を延長するとともに、採用活動に伴う費用を上乗せし、税額控除額(1人あたり40万円)を拡充すべきである。その際、利用促進を阻害しているとの指摘が多い、適用年度開始後2か月以内のハローワークへの「雇用促進計画」提出の要件を撤廃すべきである。

(4) 中小企業の設備投資を促進する税制の拡充

平成29年度税制改正において、中小企業の設備投資を促進する税制措置の対象設備の拡大が実現したが、中小企業の約8割を占めるサービス産業においては、資金の調達に困難なこと等により、中古設備を活用して生産性向上を図る事例が多く見られること

から、中小企業経営強化税制等の対象設備に中古設備を加えるべきである。また、災害時に被災地支援等で活用される特殊車両についても、平時から地域の災害対応力を高める観点から、対象設備に加えるべきである。

なお、中小企業経営強化税制の適用を受けるためには、各企業の事業年度内に、国から設備投資計画の認定を受ける必要があるが、中小企業の場合、決算の結果を踏まえて設備投資を判断するケースが多いことから、事業年度内の計画申請等が間に合わない可能性があるため、計画の審査期間の短縮等、制度の簡素化を図るべきである。

Ⅱ. 民間投資や消費を喚起し、内需拡大・地域活性化に資する税制措置

1. 固定資産税の負担軽減

(1) 商業地等に係る固定資産税の負担調整措置の見直しには反対

商業地等に係る固定資産税の負担調整措置を見直して、据置措置を廃止した場合、負担水準が60%~70%にある土地を保有する企業は、負担水準の上限70%まで引きあがり、地価の高い地域を中心に固定資産税の負担が急激に重くなる可能性がある。

また、地価の上昇が著しい東京都心部においては、条例減額制度により、負担水準の上限が65%に引き下げられ、税額が前年度の1.1倍を超えない措置が講じられている。仮に、条例減額制度が廃止され、負担水準の上限が70%に引きあがることになれば、さらに負担が重くなる。

固定資産税は、担税力の乏しい赤字企業や収益性の低い中小企業に対しても、一律で課税されている。中小企業に占める赤字法人比率は、依然として6割を超えているものの、近年の景気回復を受け減少傾向にある中で、増税分を商品・サービスに転嫁できなければ、中小企業の収益改善の流れに水を差す恐れがある。

市町村の財政を見ると、歳出では、民生費（社会保障関係費）の割合が最も多く約36%を占めており、その割合は近年増加している。また、法人が事業活動で受益する土木費や商工費は約15%で、その割合は横ばいで推移している。一方で、歳入では、法人が約36%を負担しており、法人が直接受益している行政サービスと法人の税負担の関係は必ずしもリンクしている訳ではない。

地域経済の基盤である企業の収益状況や、企業が受益する行政サービスと税負担のバランスを踏まえれば、企業にこれ以上の固定資産税負担を課すべきではなく、現行の商業地等に係る負担調整措置を継続するとともに、地価上昇の著しい地域の状況を踏まえ、条例減額制度の拡充を図るべきである。

また、地方自治体による賦課課税である土地や家屋の固定資産税について、納税者からは、税額の計算方法が複雑で、十分な説明が行われていないとの指摘がある。土地・家屋に係る固定資産税額の算定根拠の見える化を図り、納税者の納得性を高めるべきである。

(2) 新築住宅における固定資産税を2分の1に減免する措置の恒久化

住宅取得に係る負担軽減に寄与し、全国的な住宅需要を安定的に支えていることから、新築住宅における固定資産税を2分の1に減免する措置を、恒久化すべきである。

2. 地方創生の取り組みに資する税制措置

(1) 地域の消費を喚起する中小企業の交際費課税の特例の拡充・延長

交際費の損金不算入制度は、資本蓄積のための冗費節約を目的として導入されたが、経営環境が厳しい中で、企業は冗費を支出する状況にない。そもそも、企業経営上、交際費は既存顧客との関係維持や新規顧客の開拓に必要な費用であり、企業会計上も費用計上可能となっている。取引先が限定されるケースが多い中小企業においては、営業活動を行う上で、特定の取引先に対する販売促進活動が不可欠である。そのため、中小企業の交際費課税の損金算入措置は延長すべきである。

また、企業の交際費支出の増加によって、地域の消費が喚起され、法人税、所得税、消費税等の税収の増加も見込まれる。民間消費の更なる喚起の観点から、接待飲食費に係る 50%損金算入措置を延長するとともに、税務上の交際費の範囲から除かれる飲食費（1人あたり5千円以下）について、上限を1万円程度まで引き上げるべきである。

(2) 企業の地方拠点強化税制の見直し

本社機能の地方移転や拡充した場合に税制優遇措置を講じる「地方拠点強化税制」において、首都圏、中部圏、近畿圏の中核都市は支援対象外とされている。

しかし、こうした中核都市においても、企業の本社機能や事業所の流出、廃業などにより、本社・事業所の転出超過や企業数が減少している地域もある。地域経済の再生、発展を図るためには、東京を中心とした首都圏のみならず、地方経済を牽引する中核都市の活力増進が不可欠であり、こうした変化を踏まえて、中核都市を移転優遇地域に指定するなど、実態に即して、対象地域を抜本的に見直すべきである。

(3) 民間投資を喚起する国家戦略特区等の税制措置の延長

国家戦略特区は、平成 26 年 5 月に東京圏、関西圏など 6 区域が指定されて以降、現在 10 区域が指定されており、それぞれの地域において、都市の国際化、農業や雇用の規制改革、観光振興による地域活性化などの取り組みが進められている。また、国際総合戦略特区税制は、特区指定地域の都道府県や政令指定都市による事業者認定となっているなど、地域の実情に応じて適用が図れることなどから、多くの事業が活用し、地域の潜在力強化に大きく寄与している。

「世界で一番ビジネスのしやすい環境の整備」に向けて、民間投資を喚起する税制措置は引き続き措置すべきである。

(4) 空き地・空き店舗の利活用促進に資する税制措置

① 空き地・空き店舗を利活用した所有者に対する固定資産税等の税制優遇措置の創設

都市計画法上の商業地域や近隣商業地域または商機能が集積している地区において、一定期間内（10年間程度）に空き地・空き店舗を利活用した所有者に対し、固定資産税の減免等の税制上の軽減措置を講じるべきである。

② 土地・建物の権利調整・移転の円滑化に資する税制優遇措置の創設

被相続人が亡くなり、長期間が経過しているにも関わらず、相続登記がなされ

ないことにより、土地・建物の所有者が特定できず、権利調整・移転などに困難をきたし、土地等の利活用促進が阻害されている。

中心市街地活性化基本計画区域もしくは立地適正化計画の誘導区域において、都市機能の集積等に資すると認められる土地等の相続が生じた際、一定期間内に相続登記を行った者に対する相続税の一部控除や登録免許税の軽減を図るべきである。

③ 事業推進主体であるまちづくり会社等の活動基盤の強化に資する税制措置

地域でまちづくりの理念を共有・具現化する組織として、空き店舗運営や集客イベントなどの事業実施のみならず、土地・建物の所有者との連絡調整等を行うまちづくり会社等の活動基盤強化が必要である。

特定民間中心市街地経済活力向上事業計画や立地適正化計画等に基づく事業、空き地・空き店舗の利活用事業を実施するまちづくり会社等に対する不動産取得税や登録免許税等の減免を図るべきである。

④ 空き地等の利活用に向けた土地の再編および権利移転に関する事業等を促進するための税制措置

空き地等がランダムに発生し、都市構造を低密度化させる「都市のスポンジ化」が深刻化している。空き地等の有効活用については、これまでも様々な対応が図られているが、個別敷地単位での取り組みには限界があり、エリア単位での価値向上・需要創造による取り組みが必要である。

このため、低未利用土地の利活用に向けて民間主体が土地の再編や公共施設整備の事業を行う場合に、土地取引および公共施設の保有に係る関連税制について軽減措置を講じるべきである。

(5) 民間施設直結スマートインターチェンジの整備

地域の総意に基づき、民間事業者の発意と負担によって、人流・物流を促進するようなスマートインターチェンジを整備するに際しては、地方創生に資することから、関連税制について軽減措置を講じるべきである。

(6) 大規模地震対策等、防災・減災に係る税制措置

地震・水害など大規模災害が相次ぐ中で、防災・減災の観点から、BCP（事業継続計画）を策定し、災害発生時の事業継続に備える動きが活発化している。災害対策のより一層の促進や内需喚起の観点から、事業用の建物・設備に対する耐震措置や防災設備・災害対策用の特殊車両等の導入、地域的な分散化を図るための設備・施設の設置などに係る設備投資減税の創設、固定資産税や都市計画税の減免等、思い切った支援措置を講じるべきである。

(7) 外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充

現行の外国人旅行者向け消費税免税制度は、一般物品と消耗品を区分したうえで、それぞれの区分で免税販売の下限金額要件（5千円以上）を満たす必要がある。

一般物品と消耗品の区分は、店舗側で判断しなければならず、現場の負担が大きいこ

とに加え、外国人旅行者からは、区分の判別が難しいといった声が寄せられている。店舗側の負担を軽減し、外国人旅行者の利便性を向上させる観点から、免税販売の下限金額の判定に際し、一般物品と消耗品の合算を認めるべきである。

(8) 観光立国実現のための財源の慎重な検討

観光施策を実行するための財源については、インバウンド等観光需要への影響を踏まえ、慎重な検討が必要である。

(9) 商工会議所等に対する寄附等の全額損金算入

東日本大震災の被災地商工会議所が日本商工会議所の策定した計画に基づき実施する復旧・復興事業に係る寄附金は指定寄附金とされ、地域の実情に即して復旧・復興に極めて効果的に活用されている。大規模な災害が生じた際の早期の地域経済社会の復旧・復興事業など商工会議所等の公益目的事業への寄附金は指定寄附金制度等の活用により全額損金算入できるようにすべきである。

3. 不動産流通を促進する税制措置

(1) 不動産流通課税の見直し

平成 16 年度税制改正において、土地建物等の譲渡所得と他の所得との損益通算措置が廃止されたが、含み損を有する不動産の売却を滞らせ、不動産の流通に多大な弊害をもたらしていることから、土地建物等の譲渡所得と他の所得との通算措置を復活させるべきである。

また、不動産の流通を活性化させ、内需を喚起する観点から、不動産取得税の廃止、登録免許税の手数料化、印紙税の廃止、不動産所得にかかる土地取得のための借入金利子の損益通算制限の廃止など、不動産流通課税を抜本的に見直すことが必要である。

(2) 不動産取得税の減免制度の延長

不動産流通の促進を図る観点から、住宅および土地の取得に係る不動産取得税の標準税率（本則 4 %）を 3 % とする特例措置ならびに、宅地評価土地の取得に係る不動産取得税の課税標準を固定資産税評価額の 2 分の 1 とする特例措置は延長すべきである。

(3) 住宅および住宅用土地の取得に係る不動産取得税の特例の延長

不動産流通の促進を図る観点から、住宅用土地に対する不動産取得税の土地取得から新築までの期間要件の特例措置および、デベロッパー等に対する新築家屋のみなし取得時期の特例措置について、延長すべきである。

(4) 居住用財産（特定居住用財産）の買換え・譲渡に伴う特例の延長

マイホームの買換えや住み換えを促進する観点から、特定居住用財産を買換えた場合に譲渡益の課税を繰り延べる特例、居住用財産（特定居住用財産）の買換え、譲渡の場合の譲渡損失の損益通算・繰越控除の特例を延長すべきである。

(5) 工事請負契約書及び不動産譲渡契約書に係る印紙税の特例の延長

工事請負契約書及び不動産譲渡契約書に係る印紙税については、不動産の建設・流通過程の多段階にわたり課税され、最終的には工場建設の施主となる中小企業、戸建て住宅等を購入する個人などのエンドユーザーに転嫁される。このため、建設工事や不動産流通のコストを抑制し消費者負担を軽減することにより、建設投資の促進、不動産取引の活性化を図る必要があることから、現行の印紙税に係る特例措置を延長すべきである。

4. 自動車関係諸税の簡素化・負担軽減

欧米諸国と比べ複雑・過重な負担を課している自動車関係諸税については、平成 29 年度税制改正大綱において、「保有課税の総合的な見直し」が明記されており、簡素化・負担軽減の観点から抜本的に見直すべきである。

とりわけ、国際的にも過重な自動車税の「税率引下げ」や、課税根拠を喪失している自動車重量税の「当分の間税率」は早急に廃止すべきである。

5. 地方の「自主・自立」に向けた地方税改革

(1) 地域の自主・自立に向けた地方行財政の構築を後押しする地方税改革

将来的な道州制の導入を見据え、地域の「自主・自立」を確保できる地方分権改革の推進と、それを支える安定的な地方行財政基盤の確立が必要である。

地方分権改革のためには、まず、徹底した行財政改革の実施が不可欠である。大胆な規制改革等を実施するとともに、国と地方の明確な役割分担のもと、思い切った権限および、税財源を移譲することが必要となる。また、社会保障制度全体における負担と給付のバランスを見直し、国、地方ともに社会保障費の抑制を図っていくべきである。

地方分権や、安定的な地方行財政基盤を確立するためには、住民による地方行政へのチェック機能の強化が不可欠である。地方の財源は、地方法人二税（事業税・住民税）と地方交付税に過度に依存しているため、地域住民の受益と負担に関する意識の希薄化が生じており、住民による地方行政へのチェック機能が弱くなっており、地方税改革は喫緊の課題である。

(2) 外形標準課税の適用拡大は、雇用や地域経済に甚大な影響を及ぼし、ひいてはわが国経済・社会の発展を阻害することから断固反対

外形標準課税（法人事業税の付加価値割）は、「賃金への課税」が中心であり、人を雇用するほど税負担が増すことから、雇用の維持、創出に悪影響をもたらす。政府の賃金引き上げの政策にも逆行し、経済の好循環の実現を阻害するものであり、外形標準課税の適用拡大には断固反対する。とりわけ、労働分配率が約 8 割にのぼり、損益分岐点比率が 9 割を超える中小企業への適用拡大は、赤字法人 169 万社が増税になるなどその影響は甚大であり、断固反対する。

特に、三大都市圏以外の地域においては中小企業が雇用する従業員の割合が高く、中小企業が雇用を支えている。外形標準課税が導入されることになれば、地方の中小企業は雇用を抑制し、地域の疲弊に拍車がかかり、地域経済が衰退し、ひいては、日本経済

の成長に悪影響を与える。また、諸外国においても賃金課税は稀な税制であり、雇用や中小企業に悪影響を与えることから、近年は廃止している国が多い。

なお、ガス供給業、電気供給業等は、法人事業税の課税標準として「収入金額」が適用されており、他の事業に比べ、不公平な取扱いとなっていることから、他の一般の企業と同様の課税方式へと見直しを図る必要がある。その場合においても、中小企業に外形標準課税を適用すべきでない。

(3) 地方法人二税に過度に依存しない安定した地方財源の確保

地方税は、安定的かつ偏在性の少ない税源が望ましく、景気による税収変動や地域の偏在性の大きい、地方法人二税に過度に依存している状況は是正すべきである。

地方財源の確保については、将来の道州制を見据えて、地方交付税制度の見直しの中で、地方への配分の見直しや、地域住民の行政サービスの受益と負担の意識を高める観点から、個人住民税や地方消費税等の地方税全体であり方を検討すべきである。

(4) 地方の行革努力が反映される交付税制度への見直し

平成 28 年度税制改正において、地方法人税の偏在是正のため、法人住民税の一部を国税化する地方法人税が創設され、地方交付税の原資化されたところであるが、地方交付税は、地方自治体の行革への取組みを後押しするため、地方の行革努力を適切に評価し、交付割合に反映する必要がある。平成 28 年度から導入された「トップランナー方式」の対象業務の拡大等、行財政改革の割合に応じた地方交付税の配分を行う制度を加速すべきである。

地方自治体が交付税算定に関する予見可能性を高めるため、複雑かつ不透明との指摘がある基準財政需要額の算定方法については、簡素で透明性の高い算定方法を検討すべきである。

(5) 法人への安易な超過課税・独自課税導入には反対

新たな地方税負担を求める場合、まず、自治体において人件費を含めた身を切る徹底的な歳出削減を行った上で、納税者となる住民や事業者等に対し、自治体の財務状況や当該税制の政策目的と税収の用途を十分に説明し、理解を得ることは当然の責務である。十分な説明もなく、安易に法人にのみ課税することは行うべきではない。

Ⅲ. 中小・中堅企業の生産性向上・活力強化を促す税制

1. 納税環境の整備・納税協力負担の軽減

(1) 行政の効率化、中小企業の納税協力負担の軽減による社会全体での生産性向上

申告納税方式を採用しているわが国では、本来は国が行うべき徴税事務について、納税者である事業者が、納税協力として多大な負担をしている。特に、人的資源に乏しい中小企業における納税協力負担は、生産性向上の阻害要因となっている。他方、人口減少の進展の中で、小規模な地方自治体においてはフルセットの行政サービスの提供が困難になりつつあり、行政事務の効率化が不可欠となっている。

日本商工会議所が実施したアンケート調査では、負担を感じている手続きの行政分野として、「税務」と回答した企業が65%と、最も多くの割合を占めた。具体的には、法人の所得に関する税務申告の手続き等は、記載内容がほぼ同じであっても、国、都道府県、市区町村それぞれに申告しなければならないことや、従業員から特別徴収する個人住民税に係る書類の様式・通知時期が、それぞれの市区町村でバラバラであること等が指摘されている。

また、平成31年10月から消費税率引き上げにあわせて軽減税率が導入されれば、中小企業の税務事務に係る負担はさらに重くなる。

平成29年3月29日に決定した「行政手続部会とりまとめ～行政手続コストの削減に向けて～」(規制改革推進会議行政手続部会)で示された、行政手続簡素化の3原則(デジタルファースト原則、ワンスオンリー原則、書式・様式の統一)を踏まえ、中小企業および行政双方の事務負担を軽減する観点から、以下に掲げる措置を講じるべきである。その際、予見可能性を高める観点から、中小企業におけるIT化の実態を踏まえ、今後の納税手続きの簡素化に向けた取り組みの全体像とそのスケジュールを示すべきである。

① e-Tax(国税)とeLTAX(地方税)の統合・連携強化による申告・納税手続きのワンストップ化の推進、申告受付時間の拡大

中小企業でも活用できる安価な会計システムが普及し、電子申告についても対応するシステムが増えつつある一方で、行政側においては、既存の紙媒体の手続きをそのまま電子的に置き換えていたり、単にPDF化した申請書類をホームページに掲載するだけにとどまっているケースがある。また、e-TaxおよびeLTAXについて、確定申告時期などの繁忙期は24時間利用可能となる等、その利便性は向上しているが、通常期は、平日のみ稼働し、土日祭日はシステムが利用できないなど、電子申告のメリットが十分に発揮できていない状況である。

このため、e-TaxとeLTAXの統合・連携強化を図り、国と地方の申告・納税手続きのワンストップ化を推進するとともに、電子申告の一層の普及を後押しするため、土日祭日でも申告受付を可能にすべきである。また、年末においても、金融機関の営業日にあわせて、申告受付日を拡大すべきである。

② e-TaxおよびeLTAXと民間ソフトウェアとの連携強化

近年、中小企業において、安価で簡単に導入できるクラウド型会計システムの導入が進んでいる。中小企業の電子申告を推進するためには、こうした民間の会計ソフトウェア等からe-TaxおよびeLTAXのシームレスな申告等が可能となることが重要であることから、e-TaxおよびeLTAXと民間ソフトウェアとの連携を強化すべきである。

③ マイナンバーの活用等による従業員の給与に係る納税事務負担の軽減

東京商工会議所のアンケート調査では、従業員の給与に係る納税事務は、11月～12月の短期間に集中し、特に年末調整については、平時の2倍もの業務時間が発生しているとの結果が出ている。

年末調整のための従業員と企業間の書類のやり取りは、各種控除に必要な金融機関や保険会社等の証明書も含め紙媒体で行われており、企業の担当者は、「申告書の配付・回収」、「内容確認・訂正依頼」、「給与システムへのデータ入力」等、多く

の事務作業に追われている。

平成 29 年 1 月から、eLTAX において、年末調整および個人住民税に係る給与報告書の提出の一元的提出が可能となったが、従業員の扶養控除や保険料控除等の申告段階から電子化を推進すべきである。その際、現行の事務をそのまま電子化するのではなく、マイナンバーの活用等により、申告手続きの抜本的な簡素化を図るべきである。

また、個人住民税の特別徴収税額通知の電子交付については、対応する地方自治体が少数にとどまっていることから、国は全ての地方自治体で電子交付が可能となるよう、地方自治体に対して電子交付の対応を働きかけるべきである。

④ 全ての地方自治体における eLTAX での電子納税環境の早期整備

e-Tax においては、申告から納税まで一貫して手続きの電子化が実現している一方で、eLTAX においては、電子納税サービスを提供している地方自治体は一部に限られている。

国は、全ての地方自治体において、eLTAX での電子納税が可能となるよう、地方自治体に対して、電子納税環境の早期整備を働きかけるべきである。その際、電子納税が可能となる税目は、法人事業税、法人住民税、従業員の個人住民税はもとより、法人が電子申告を行える全ての税目を対象とすべきである。

⑤ 地方自治体の税務事務の広域化・共同化によるワンストップ窓口の実現

人口減少の進展の中で、小規模な地方自治体においては、フルセットの行政サービスの提供が困難になると予想される中、近年、地方自治体では、税務事務の広域化・共同化に取り組む動きが見られるものの、その取り組みは、多くの場合、徴収事務に止まっている。

国は、地域の中小企業の利便性向上を図る観点から、地方自治体における申告・納税事務の広域化・共同化によるワンストップ窓口の設置について促進すべきである。

⑥ 中小企業に多大な事務負担を課す消費税の軽減税率・インボイス制度は導入すべきでない

商工会議所は、予てから、軽減税率制度は、社会保障財源を毀損すること、中小企業に過度な事務負担を強いることから導入すべきではなく、単一税率を維持すべきであり、また、低所得者対策は、真に必要な者に対して、所得に応じたきめ細かな給付措置で対応すべきと主張してきた。こうした、これまでの商工会議所の主張に鑑み、軽減税率制度の導入は、ゼロベースで見直すべきであると考えている。

適格請求書等保存方式（インボイス制度）は、飲食料品を取り扱う事業者のみならず、全ての事業者に対して、経理・納税方法の変更を強いるものであり、広範囲に影響を及ぼすとともに、500 万者を超える免税事業者が取引から排除されるおそれがある。既にインボイス制度を採用している EU において、インボイスに対応するためのコンプライアンスコストの重さが指摘されている一方で、わが国は、帳簿および請求書等保存方式により、所得課税と消費税の計算が一体的できる仕組みが定着していることを踏まえ、わが国へのインボイス制度の導入にあたっては、軽減税率制度の導入後、十分な期間を設け、廃止を含め、慎重に検討すべきである。

⑦ 納税事務負担増につながる寄附金控除の年末調整対象化には反対

寄附金控除に係る手続きを年末調整の対象にすることは、企業の納税事務負担増に

つながり、国が取り組む納税事務負担の軽減に逆行することから、行うべきではない。寄附金控除に係る事務手続きの簡素化は、マイナンバーの活用や e-Tax の利便性向上等において検討すべきである。

⑧ 電子証明書・ICカードリーダーライタを必要としない簡易な認証方式の採用

現在、電子申告を行うためには、公的個人認証による電子署名の添付が必要なため、マイナンバーカード等の取得とともに、ICカードリーダーライタを購入する必要がある。税理士等に税務申告を依頼しない、小規模な事業者においては、煩雑な電子証明書の取得等の手続きが電子申告を行わない理由の一つとなっていることから、電子証明書・ICカードリーダーライタを必要としない簡易な認証方式を採用し、電子申告の普及を図るべきである。

⑨ 国税に係る企業の税務事務負担の軽減

- ・ 国、地方自治体に提出する法人や事業所の開業届出等をワンストップ化すること。その際、青色申告承認申請書等についても開業届出とあわせて提出するよう促すこと。
- ・ 「事前照会に対する文書回答手続」について、税務当局の執行体制の強化を図りつつ、対象取引等に係る要件の緩和等、所要の改善を図ること。
- ・ 中間申告および予定納税について、選択により申告できるようにすること。
- ・ 税額計算に直接関係しない「法人事業概況説明書」の提出を省略可能とすること。
- ・ 準確定申告（納税者が死亡したときの確定申告）の申告期限を相続税申告期限まで延長できるようにすること。
- ・ 法人の青色申告承認申請書や棚卸資産の評価方法の変更承認申請書等の提出期限を前事業年度に係る確定申告書の提出期限までとすること。
- ・ 年末調整や源泉徴収に係る書類について、税制改正を反映したエクセル形式のテンプレートを国税庁ホームページ等に掲載すること。

⑩ 地方税に係る企業の税務事務負担の軽減

- ・ 特別徴収税額決定通知書への個人番号記載は、中小企業に、漏えい防止等必要な安全管理措置を講じるための事務負担・コストを生じさせるため、廃止すること。
- ・ 地方自治体毎に異なる書類の様式や手続き、納付期限等を統一すること。
- ・ 固定資産税の償却資産の申告期限を企業の法人税申告期限と統一すること。
- ・ 法人事業税の外形標準課税の付加価値割の計算は、報酬給与等の収益配分額の確定申告書への添付が必要とされており、データ管理等、多大な事務負担が生じているため、簡素化すること。

(2) 不納付加算税の軽減

中小企業は、人的資源に乏しく、本業に人員を充てたい中、従業員の給与所得の源泉徴収事務等、本来、国が負うべき徴税事務に協力している。例えば、源泉所得税の納付期限は翌月の10日と極めて短期間に設定されているにもかかわらず、これを順守している。特に年末調整等については、本業において多忙を極める中であっても、必死になって納税事務を行っている状況にある。

源泉所得税の納付遅延が起こると、不納付加算税として、原則、源泉所得税額の

10%が徴収されることになる。これは、人的資源に乏しい中小企業に対し、過度な負担を強いるものであり、以下の対策を講じるべきである。

- ① 給与所得の源泉所得税の納付期限（翌月 10 日）を、「翌月 20 日」とする
- ② 不納付加算税（源泉所得税の 10%）を軽減する

（３）租税教育の充実

租税の意義や役割を正しく理解し、納税者意識を向上させるため、学校教育の段階から社会人に至るまで広い年代において、租税教育の充実が重要である。次代を担う児童・生徒が税制について関心を持てるよう、平易で分かりやすい教材やカリキュラムを用意しておくことが必要である。

（４）復興特別所得税の源泉徴収事務負担を軽減すべき

平成 25 年 1 月より 2.1%の復興特別所得税が 25 年にわたって課されているが、源泉徴収にあたって 1 円単位の源泉徴収額が発生し、現場では混乱が生じている。長期間にわたって、事業者の事務負担の増大につながることから事務負担の軽減が必要である。

報酬等を支払う際の源泉徴収事務に関して、実務上は、源泉徴収後の手取り額から支給総額を逆算する方式が採用されることが少なからず存在しており、煩雑な事務処理を強いるとともに、計算ミスが生じることも容易に想定できる。そのため、報酬等に係る源泉徴収に係る復興特別所得税を不適用とし、受給者が確定申告時に付加税を含め清算する方式へ変更すべきある。

2. 事業者の納税事務負担を増加させる個人住民税の現年課税化には反対

個人住民税の現年課税化が検討されているが、事業者に対し、所得税に加え、個人住民税についても、源泉徴収事務や年末調整事務を課することが必要となる。現状以上の納税事務負担の増加を強いる個人住民税の現年課税化には反対である。

3. 中小・中堅企業の活力強化を促す税制

（１）新規開業や立地促進、賃上げ等を阻害する事業所税の廃止

事業所税は、課税算出根拠が「事業所面積」、「従業員給与」となっていることから、赤字企業にも課税される事業に対する外形課税であり、新規開業や事業所の立地等を阻害し、賃上げを抑制する税制と言える。

また、都市計画税が徴収される中であって、すでにその目的を達成しており、さらに、都市間の公平性や固定資産税との二重負担との指摘もある。

新規開業や立地促進、賃上げ等を阻害する事業所税は、早急に廃止すべきである。

（２）企業の前向きな設備投資を阻害する償却資産に係る固定資産税の廃止

償却資産に係る固定資産税は、企業の前向きな設備投資を阻害するものであり、また、国際的にも稀な税制であることから、廃止すべきである。

少額減価償却資産の対象資産について、国税（30 万円）と地方税（固定資産税（20

万円)) において、その対象が異なるため、事業者は申告のために帳簿の二重管理等の納税事務負担を強いられている。本来、償却資産に係る固定資産税は、廃止すべきであるが、暫定的に二重管理の弊害を排除するため、当面、国税の基準に統一すべきである。

(3) 印紙税の速やかな廃止

印紙税は消費税との二重課税であるとともに、電子商取引やペーパーレス化が進展する中、文書を課税主体とすることに合理性がなく、時代に即していない税制である。

電子化への対応が比較的遅れている特定の業界や中小企業に負担が偏っており、課税上の不公平感が生じている。課税文書の判定が難しく事務負担が重いこと、一取引について何重にも課税されること等の制度上の問題点も多い。そのため、印紙税は速やかに廃止すべきである。

(4) 省エネ・再エネ投資を後押しする税制措置の継続

エネルギーミックス（2030年度のエネルギー需給構造の見通し）の実現に向け、省エネルギーの取り組みを加速させるとともに、固定価格買取制度（FIT）に頼らない、自立化につながる形での再生可能エネルギーの導入が必要である。このため、引き続き、中小・中堅企業を含めた産業部門の省エネ・再エネ投資を後押しする税制上のインセンティブを措置すべきである。

(5) セルフメディケーションの推進

セルフメディケーションとは、「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てする」ことである。効果としては、健康管理の習慣や医療・薬の知識が身につくとともに、国民医療費の適正化が期待される。

適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、健康サポート薬局の更なる普及・拡大等を通じてセルフメディケーションに対する啓発を進めるとともに、平成29年度税制改正で創設されたセルフメディケーション税制を含めた医療費控除制度の普及・活用を推進すべきである。

(6) 中小企業向け租税特別措置の適用制限の見直し

平成29年度税制改正において、中小企業向け租税特別措置の適用を受けるための要件として、課税所得（過去3年平均）が15億円以下であることが追加された。しかしながら、急激な経営環境の変化に伴い計上する不動産売却益や債務免除益等のように、経常的な所得以外の特別損益によって、租税特別措置が適用されなくなる事態が想定される。このため、中小企業向け租税特別措置の適用要件である課税所得の計算対象から特別損益を除外する等の見直しが必要である。

4. 中小企業の経営基盤を阻害する税制措置への反対

(1) 外形標準課税の適用拡大は、雇用や地域経済に甚大な影響を及ぼし、ひいてはわが国経済・社会の発展を阻害することから断固反対【再掲】

外形標準課税（法人事業税の付加価値割）は、「賃金への課税」が中心であり、人を

雇用するほど税負担が増すことから、雇用の維持、創出に悪影響をもたらす。政府の賃金引き上げの政策にも逆行し、経済の好循環の実現を阻害するものであり、外形標準課税の適用拡大には断固反対する。とりわけ、労働分配率が約 8 割にのぼり、損益分岐点比率が 9 割を超える中小企業への適用拡大は、赤字法人 169 万社が増税になるなどその影響は甚大であり、断固反対する。

特に、三大都市圏以外の地域においては中小企業が雇用する従業員の割合が高く、中小企業が雇用を支えている。外形標準課税が導入されることになれば、地方の中小企業は雇用を抑制し、地域の疲弊に拍車がかかり、地域経済が衰退し、ひいては、日本経済の成長に悪影響を与える。また、諸外国においても賃金課税は稀な税制であり、雇用や中小企業に悪影響を与えることから、近年は廃止している国が多い。

なお、ガス供給業、電気供給業等は、法人事業税の課税標準として「収入金額」が適用されており、他の事業に比べ、不公平な取扱いとなっていることから、他の一般の企業と同様の課税方式へと見直しを図る必要がある。その場合においても、中小企業に外形標準課税を適用すべきでない。

(2) 中小企業の欠損金繰越控除は制限すべきではない

欠損金の繰越控除制度は、企業活動が期間を定めず継続して行われる一方で、法人税の課税所得は事業年度を定めて計算されることから、法人税負担の平準化を図るために設けられている制度である。

中小企業は、損益分岐点比率が 9 割にのぼり、外部環境の変化や景気変動による売上の増減が直ちに収支に直結し、税引き前利益で赤字・黒字を繰り返しているのが実態である。国際的にも、多くの国では中小企業の欠損金繰越控除を制限しておらず、中小企業の経営の安定性に重要な役割を果たしている。

約 91 万社の利用企業が増税になるなど、中小企業の経営の安定性を損なうことから、欠損金繰越控除は制限すべきではない。

(3) 中小企業への留保金課税の適用拡大は断固反対

激しい経済社会の変化に対応し、安定した事業経営を行うためには、優秀な人材の確保や育成、設備投資、技術開発や研究開発等の将来に向けた投資が必要である。企業が厳しい競争を勝ち抜き成長するため、投資の源泉となる利益の蓄積と自己資本の充実による財務基盤の強化は極めて重要である。

また、中小企業の同族会社は大企業と異なり、設備投資の際の資金調達は、金融機関からの借入金を中心となっており、資金繰りの悪化等により借入が難しい場合に備え、内部留保を蓄積しておく傾向がある。自己資本の充実を抑制し企業の成長を阻害する留保金課税の拡大は反対であり、むしろ資本金 1 億円超の同族会社に対しても廃止すべきである。

(4) 減価償却制度の定額法への統一は中小企業に多大な影響を及ぼすため反対

IFRS（国際会計基準）の導入や、事業のグローバル化に伴う会計の統一化などを背景に、減価償却方法を定額法に一本化すべきとの意見があるが、中小企業は国際会計を採

用していないうえ、大多数が定率法を選択している。中小企業は資金調達に制約があり、投資資金の早期回収が経営上不可欠であることから、戦略的に償却方法を選択している。減価償却方法が定額法に統一された場合には、投資に対する資金回収期間が長くなることで、手元のキャッシュが減少し、企業の設備投資意欲を減退させることになる。アベノミクスの投資拡大への取り組みにも逆行するものであり、減価償却方法の定額法への統一には反対である。

また、償却期間が企業の設備投資サイクルに適合していないとの声も多く、中小企業の設備投資の実態を踏まえ、償却期間の見直しが必要である。

5. 「収益認識に関する会計基準」の策定によって、中小企業の税務に影響を及ぼすべきではない

平成 26 年 5 月に、国際会計基準審議会が、企業の業績を比較しやすくすることを目的に、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」という基準書を公表したことを受け、わが国においても、企業会計基準委員会（ASBJ）が IFRS を踏まえた「収益認識に関する会計基準」の開発に着手している。

費用、収益を会計上で認識する時期や金額を定めている会計基準が現行のものとは異なる場合には、費用および収益の帰属事業年度などに変更が生じ、法人税法上の所得金額の計算などの面から税務にも影響が出る可能性がある。

一方、中小企業においては、「中小企業の会計に関する指針」または「中小企業の会計に関する基本要領」が用いられており、特に「中小企業の会計に関する基本要領」は IFRS の影響を受けないものとされている。

仮に、「収益認識に関する会計基準」が策定されたことに伴って、税制が改正されることになれば、中小企業にとって会計処理の変更がないにもかかわらず、税負担の変動や事務負担の増加という影響が生じる可能性があり、ひいては確定決算主義の維持が危ぶまれる状況を招来しかねない。したがって、「収益認識に関する会計基準」の策定に伴って、税制上の取り扱いも改正される場合には、中小企業に影響が及ぶことがないようにすべきである。

6. 中小企業の国際化を支援する税制措置の拡充

(1) 評価困難な無形資産の移転に対する所得相応性基準の導入は慎重に検討すべき

平成 29 年度与党税制改正大綱の「【補論】今後の国際課税のあり方についての基本的考え方」において、移転価格税制について、知的財産等の無形資産を関連者間で移転する場合に、移転された無形資産から発生する実際の所得に基づいて、事後的に無形資産を評価する仕組みである「所得相応性基準」の導入も含め必要な見直しを検討するとされている。

「所得相応性基準」は、納税者の予見可能性を損ないかねないことから、導入にあたっては、中小企業の事務負担への配慮も含め、慎重に検討すべきである。

(2) 中小企業における海外子会社からの受取配当金の全額益金不算入の実現

平成 21 年度税制改正において、海外展開による利益の国内への還流を促進するため、

海外子会社からの受取配当金益金不算入制度が導入されたが、海外子会社投資関連費用として5%分が相殺され95%が益金不算入となっている。中小企業の海外展開をより一層促進する観点から、受取配当金を全額益金不算入とすべきである。

(3) 租税条約の締結・改定による現地子会社の配当等の源泉税率の見直し

成長著しい中国、インド等を中心とした各国との租税条約の改定等を順次行い、現地子会社の配当・知的財産権使用料等の源泉税率を早急に見直すべきである。また、中国やインド等で発生している不透明なPE課税等による紛争事案に関しては、中小企業では対処が事実上困難であることから、相手国との交渉への支援等を官民挙げて積極的に行うべきである。

(4) 外国税額控除の抜本的な見直し

外国税額控除限度超過額および控除余裕額の繰越期間については、現行の3年から米国並みの10年に延長すべきである。少なくとも、繰越年数経過後の控除限度超過額については損金算入可能とすべきである。

(5) 海外投資リスクを軽減する税制措置

中小企業の海外展開が進む一方で、販売不振や現地の商慣行の違いなどに直面し、海外からの撤退を余儀なくされる企業は少なくない。中小企業の海外投資リスクを軽減する観点から、海外からの撤退費用を税額控除できる制度の創設や、資源開発事業にのみ認められている海外投資等損失準備金の拡充を図るべきである。

また、海外子会社への出向社員の人件費を親会社が負担している場合、海外子会社の経営基盤の早期安定化の観点から、設立後少なくとも1年間は、その負担分を海外寄附金の対象から除外し、全額損金算入を認めるべきである。

7. 事業再生を支援する税制措置の拡充

中小企業再生支援協議会が取り組む中小企業の事業再生を後押しする観点から、以下の税制措置を拡充すべきである。

(1) 協議会関与の下での事業再生における過年度減価償却不足額の損金算入

「中小企業再生支援協議会実施基本要領」に定める手続きに従って再生計画が策定される場合には、再生計画検討委員会による再生計画の調査・報告を要せず、外部専門家によって作成された実態貸借対照表の過年度減価償却不足額を限度として、再生計画に従って損金経理をしたときは、損金算入を認めるべきである。

(2) 経営者の私財提供に係る特例の要件等の緩和

「中小企業再生支援協議会実施基本要領」等の一般に公表された債務処理手続きの準則に則り作成された合理的な再生計画に基づき、再生企業の保証人となっている経営者が行う事業用資産の私財提供については、平成25年4月1日から平成31年3月31日までの間、一定の要件の下で譲渡所得を非課税としているが、平成28年3月31日までの間に条件変更が行われていることの要件を廃止し、かつ、「保証人となっている取締役

役等（取締役、業務執行社員、株主およびこれらの親族）」に対象を拡大したうえで、この規定を恒久化すべきである。

（３）協議会関与の下でのサービサー債権の買取りに係る債務免除益の繰延

「中小企業再生支援協議会実施基本要領」に定める手続きに従って債務者企業がサービサー等一定の金融機関から債権を買い取る再生計画が策定される場合には、買取りに係る債務免除益について再生計画期間中は課税を繰り延べ、再生計画期間後５年間など一定期間で均等額以上を益金に算入するなどの措置を講ずべきである。

（４）青色繰越欠損金の繰越期限の停止、期限切れ青色繰越欠損金の損金算入

「中小企業再生支援協議会実施基本要領」に定める手続きに従って再生計画が策定される場合には、再生計画合意時点における青色繰越欠損金について、再生計画期間中は繰越期限にかかわらず損金算入ができるものとすべきである。また、再生計画合意日以前の一定の期間内に繰越期限が経過した青色繰越欠損金について、再生計画期間中は損金算入ができるものとすべきである。

（５）保証債務を履行するために土地建物などを譲渡した場合の特例の柔軟な運用

「中小企業再生支援協議会実施基本要領」に定める手続きに従って再生計画が策定される場合に、当該再生計画内に経営者等の所有する土地建物などを譲渡し、再生企業の借入金の弁済に充てることが明記されており、かつ、再生計画期間中に譲渡および借入金の弁済が実行された場合には、当該譲渡に係る所得がなかったものとすべきである。

（６）固定資産税の軽減措置

「中小企業再生支援協議会実施基本要領」に定める手続きに従って再生計画が策定される場合には、再生計画合意時点で所有する固定資産および再生計画に基づいて新規取得した固定資産について、一定期間、固定資産税の負担軽減を図り、早期再生を後押しすべきである。

（７）経営者保証に関するガイドラインによる一体型整理の場合の無資力判定の明確化

「中小企業再生支援協議会等の支援による経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務の整理手順」により、主たる債務と保証債務の一体整理を行っている場合は、再生計画合意後１年以内に保証債務の整理計画合意を受けることを要件として、保証人は資力を喪失して債務を弁済することが困難であり、所得税法第９条第１項第１０号の適用を受けることが可能とし、これを明確化して、予見可能性を高めるべきである。

（８）登録免許税および不動産取得税の減免措置

「中小企業再生支援協議会実施基本要領」に定める手続きに従って、第二会社方式による再生計画が策定される場合には、第二会社を設立した場合等の登記に係る登録免許税および第二会社に不動産を移転した場合に課される登録免許税および不動産取得税の減免措置を講ずるべきである。

8. 環境関連税制の強化には反対

(1) 炭素税など新たに規制的なカーボンプライシングの仕組みを導入すべきでない

わが国は、既にエネルギー本体価格や、揮発油税、石油石炭税（本則税率分）、地球温暖化対策税などのエネルギー諸税等、国際的に高額なカーボンプライスが導入されており、追加的に炭素税を導入することは、世界トップレベルのエネルギー効率を誇るわが国産業の他国への生産拠点移転（カーボンリーケージ）や国際競争力低下を招く可能性がある。また、国際的なイコールフットィングが確保されていなければ世界全体でのCO2 排出削減につながらない懸念がある他、年間生産高に占めるエネルギー費用の割合が大きい産業（業種間で最大 17.3 倍のエネルギーコスト比率の差）に過重な負担を負わせる特性があることから、公平性に問題がある。こうした観点から、炭素税など規制的なカーボンプライシングの仕組みは導入すべきでない。

(2) 平成 29 年度税制改正大綱に沿った森林吸収源対策税制の検討を

森林吸収源対策のための新税創設においては、平成 29 年度与党税制改正大綱で示されたフレームワーク（「個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする」）に沿って検討を進めるべきである。

9. 中小企業や地域を牽引する中核企業の成長を後押しする税制措置

(1) 中小企業基本法を念頭においた税法の基準の拡大（資本金 1 億円以下→3 億円以下）

現在の税法上の中小法人の範囲は、法人税法において資本金 1 億円以下とされているため、中小企業基本法上の中小企業の中には、支援対象とならない者が存在している。地域を牽引する中小企業の成長を促進するため、税法上の中小企業の基準について、中小企業基本法における中小企業の範囲を念頭に、資本金 3 億円以下まで拡大すべきである。

(2) 中小企業向けの租税特別措置の中堅企業への適用拡大

地域経済を牽引する中堅企業（資本金 3 億円超 10 億円以下）は、地域経済や中小企業への波及効果が大きく、成長に向けた取り組みへの喚起が重要である。そのため、中堅企業に対して、例えば、研究開発税制の中小企業向けの深掘り部分（控除率 12%～17%）をはじめ、成長を後押しする中小企業向けの租税特別措置を適用すべきである。

IV. 消費税率引き上げに伴う課題

1. 社会保障・税一体改革の断行、平成 31 年 10 月の消費税率 10%引き上げの確実な実施

わが国が「人口減少と超高齢化の加速」という構造的課題に直面する中で、社会保障給付費の急増に伴い、社会保険料の事業主負担をはじめ、社会保険料および公費（税財源・国債発行等）による負担は増加の一途をたどっている。

こうした中で、商工会議所は、予てから、持続可能な社会保障制度の確立や少子化対策の充実・強化のため、社会保障給付の重点化・効率化を図るとともに、将来世代に負担を先送りせず、社会全体で公平に負担する観点から、消費税率の 10%への引き上げが

必要であると主張してきた。

社会保障給付の一層の重点化・効率化の徹底はもとより、平成 31 年 10 月の税率引き上げが確実に実施できるよう、社会保障財源としての消費税率引き上げに対する国民の理解を深めるとともに、成長戦略の着実な実行等により、経済環境の整備を進めていくことが重要である。

2. 軽減税率・インボイス制度は導入すべきではない。軽減税率の導入はゼロベースで見直すとともに、インボイス制度は廃止を含め、慎重に検討すべき

商工会議所は、予てから、軽減税率制度は、社会保障財源を毀損すること、中小企業に過度な事務負担を強いることから導入すべきではなく、単一税率を維持すべきであり、また、低所得者対策は、真に必要な者に対して、所得に応じたきめ細かな給付措置で対応すべきと主張してきた。こうした、これまでの商工会議所の主張に鑑み、軽減税率制度の導入は、ゼロベースで見直すべきであると考えます。

適格請求書等保存方式（インボイス制度）は、飲食料品を取り扱う事業者のみならず、全ての事業者に対して、経理・納税方法の変更を強いるものであり、広範囲に影響を及ぼすとともに、500 万者を超える免税事業者が取引から排除されるおそれがある。

「所得税法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 15 号）」において、消費税の軽減税率制度の導入後 3 年以内を目途に、事業者の準備状況や事業者の取引への影響の可能性等を検証し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずると規定されている。既にインボイス制度を採用している EU において、インボイスに対応するためのコンプライアンスコストの重さが指摘されている一方で、わが国は、帳簿および請求書等保存方式により、所得課税と消費税の計算が一体的に計算できる仕組みが定着していることを踏まえ、わが国へのインボイス制度の導入にあたっては、軽減税率制度の導入後、十分な期間を設け、廃止を含め、慎重に検討すべきである。

まずは、消費税率 10%へ引き上げ後、インボイス制度導入前に、免税事業者に対する価格転嫁支援や課税選択を促す施策の展開が必要である。そのうえで、免税事業者の課税選択の動向、価格転嫁、取引排除等の実態を徹底的に調査・検証し、廃止を含め、必要な措置を検討すべきである。

3. 円滑な価格転嫁の実現

(1) 転嫁対策特別措置法に基づき、実効性の高い価格転嫁対策を継続すべき

商工会議所では、円滑な価格転嫁の実現のため、転嫁対策特別措置法に基づく実効性の高い対策の実行や、政府が事業者や国民に対して「消費税は価格に転嫁されるものである」と強いメッセージを発信すべきと主張してきた。

政府は引き続き、転嫁対策特別措置法に基づき、国民に対する徹底した広報や、転嫁拒否の取り締まりの推進等、実効性の高い価格転嫁対策を継続すべきである。

(2) 外税表示の恒久化

商工会議所の消費税の価格転嫁の調査結果では、約 5 割の事業者が外税表示や税抜き

価格の強調表示が有効な転嫁対策であるとの声が寄せられている。

また、小売業や卸売業の事業者からは、「再び総額表示が義務化されることになれば、価格表示を外税表示から総額表示に変えることで、消費者に対して、価格を一気に引き上げたかのような印象を与えることになる。そうした事態を避け、売上を維持するためには、税込み価格を引き下げざるを得ない。消費税の価格転嫁が困難になる。」との懸念の声が、商工会議所に寄せられている。

消費税率引き上げ後においても、消費者の消費税への認識を深め、円滑な価格転嫁を実現するために、外税表示を認める措置を恒久化し、事業者が表示方法を選択できるようにすべきである。

(3) 消費税の申告に係る事業者負担の軽減措置

平成 26 年 4 月の消費税率引き上げ後、国内の消費意欲が低迷する中で、商工会議所の調査では、売上高 1 千万円以下の事業者は転嫁できた割合が 5 割と、小規模企業ほど価格転嫁が困難な実態となっている。価格転嫁が困難な企業においては、利益率の減少によって、消費税の滞納に繋がる恐れがあることから、以下に掲げる支援策を講じることで、消費税の申告に係る事業者の負担を軽減すべきである。

- ①消費税徴収の弾力的な運用（消費税の申告期間の延長や延納措置の創設等）
- ②消費税率引き上げに伴う業績悪化に対する公的融資制度の拡充（金利優遇、別枠措置）
- ③滞納防止の観点から、中間納付制度の利用促進に向けた税理士・事業者への周知徹底
- ④消費税の少額滞納を防止する観点から課税額の多寡によらず、任意の予定納税制度や納付回数を任意に選択できる制度の創設

(4) 消費税の仕入税額控除制度における 95%ルールの復活

平成 24 年度より、売上高 5 億円超の事業者において、いわゆる 95%ルールが廃止されたことに伴い、仕入税額控除ができない非課税取引については価格転嫁を行うことが困難であるため、損税が発生している。また、経営資源が乏しい中小企業者にとっては、多大な経理事務負担の増加につながっている。円滑な価格転嫁を実現するため、仕入税額控除における 95%ルールを復活すべきである。

4. 二重課税の見直し

わが国の税制において、消費税と、印紙税、揮発油税、酒税等との二重課税の問題がある。以下に掲げる二重課税の解消を図ることはもとより、多岐多重に課税される消費課税を抜本的に見直すべきである。

- ①印紙税
- ②石油に課せられる税（揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税、石油石炭税等）
- ③嗜好品に課せられる税（酒税等）
- ④その他の税（ゴルフ場利用税、建物に係る不動産取得税、入湯税等）

V. 女性・高齢者の活躍促進、子育て世代の支援の拡充に向けた制度の見直し

労働力人口が減少する中においても成長を維持していくためには、女性や高齢者が働きやすい環境を整備し、可能な限り働くことを選択してもらう必要がある。そのため、女性や高齢者の働きたい意思が尊重される社会の構築とともに、結婚、出産、子育て、教育、復職の各ステージを通じて、より働きやすくなる支援制度や生活環境を総合的に整備することが不可欠である。

1. 働きたい女性の意思を尊重した税制・社会保険の見直し

(1) 所得控除制度の見直しに関する考え方 ～税額控除制度への移行～

現行の所得控除制度（基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除）は、累進税率の下では高所得世帯ほど税負担が軽減されており、多くの子育て層が含まれる低所得世帯（年収300～400万円）には税負担の軽減効果が小さい。

このため、所得控除制度の見直しにあたっては、基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除を一本化し、所得額によらず税負担の軽減額が一定となる税額控除制度に移行すべきである。その際、夫婦それぞれの所得に対して税額控除を適用するとともに、夫婦どちらか一方に控除しきれない税額控除額がある場合、他方の税額控除に上乗せする仕組みとすべきである。

夫婦それぞれの所得に対して税額控除を適用することで、単身世帯との公平性を担保することが可能となる。また、夫婦どちらか一方に控除しきれない税額控除額がある場合、他方の税額控除に上乗せする仕組みとすることで、現在の配偶者控除と同様に専業主婦世帯の税負担の軽減が可能となり、専業主婦が担っている家庭内での貢献や、地域活動への貢献にも配慮した制度となる。

(2) 社会保険制度の見直しに関する考え方

～被保険者間の公平性、保険財政的な視点も踏まえて総合的な検討が必要～

被用者保険（厚生年金、健康保険）の保険料負担が生じる130万円の壁（手取額の目減りによる段差）は、労働者自身の就業調整、保険料を折半負担する使用者側の雇用調整の大きな要因となっている。

さらに、平成28年10月から施行された短時間労働者への社会保険の一部適用拡大により130万円より低い106万円の壁が新たに生じ、更なる就労調整を余儀なくされる労働者が増加することも懸念される。今後、適用対象となる年収要件を更に引き下げたとしても、「壁」が生じる以上、就労意欲の阻害要因を無くすことにならない。

従って、保険料負担の発生により手取収入が急激に減少する不合理を解消し、それをなだらかなものにする制度改正あるいは政策的措置が必要である。

2. 公的年金等控除の見直しによる子育て世帯への支援の拡充

消費税10%の範囲で一定期間は持続可能な社会保障制度とするためには、社会保障給付の重点化・効率化を徹底・加速化するとともに高齢者の応能負担割合をなだらかに高める必要がある。社会保障給付の重点化・効率化によって生まれる財源や、女性や高齢者の活躍により増加する所得税収を、若年世代の結婚、出産、子育て等に係る環境整

備や、子育て支援に要する費用に係る税制措置の創設など、少子化対策に重点的に配分すべきである。

税制においては、現役世代に比べて手厚い控除が適用されている、公的年金等控除を見直し、子育て世代への支援の拡充を図るべきである。

3. 企業の子育て支援に資する税制措置

不足する保育の受け皿の整備を促進するため、事業所内保育事業ならびに企業主導型保育事業の用に供する固定資産に係る固定資産税等について、所有・借地にかかわらず、すべて非課税とする等の措置により企業による保育所整備を側面から後押しすべきである。

また、次世代育成支援対策推進法に基づく子育てサポート企業認定（くるみん認定）を取得した企業に対する税制優遇策として、企業が雇用環境整備のために設置した建物・設備等に対する割増償却制度があるものの、条件が分かりにくく実質的なメリットを企業が実感しにくい。くるみん認定取得企業によるそれらの設備投資およびこれからくるみん認定を取得しようとする企業のインセンティブとなるよう、よりシンプルで企業がメリットを実感できる制度に改めるべきである。

Ⅶ. 経済活動・国民生活に資する税制

1. 所得税関係

- (1) 企業の株式発行・譲渡による資本調達力を強化するため、個人段階における配当二重課税を是正すること。
- (2) 個人事業主の事業主控除（290万円）ならびに、欠損金繰越控除期間（3年）を拡充すること。
- (3) 地方移住を推進するため、賃貸住宅への住み替え時にも適用を認める等、居住用財産の買い換え特例を拡充すること。

2. 法人税関係

- (1) 地域経済と雇用の中核として大きな役割を担っている中堅企業の財務基盤強化の観点から、欠損金の繰戻還付制度の対象を資本金10億円以下の中堅企業にまで拡大するとともに、繰戻期間を2年に拡充すること。
- (2) 予備自衛官等になっている従業員が招集された際の損失等について、損金算入できる準備金制度を創設すること。
- (3) 観光振興のためのイベントなどに対する寄附金の全額損金算入を認めること。

3. 地方税関係

- (1) 現行、償却期間が2年とされている金型について、即時償却を認めること。
- (2) 基礎的な先端研究や、知的財産の標準化に取り組み、日本の産業競争力強化に寄与している民間非営利研究法人（非営利型一般財団法人の研究機関）における、研究施設（土地・建物）や、研究設備に係る固定資産税等を非課税とすること。

4. その他

- (1) 地方創生に資する事業を行う特定公益増進法人やNPO法人に対する寄附金の上限額を引き上げること。
- (2) 結婚・子育て資金の一括贈与等、贈与税の非課税措置を拡充すること。
- (3) 死亡保険金・死亡退職金等の相続税の非課税限度額を拡充すること。
- (4) 産業文化財等の固定資産税の減免措置や修繕・維持費用等に係る税制上の優遇措置を創設すること。
- (5) ふるさと納税制度は、着実に地方創生の促進に寄与している。国は引き続き、ふるさと納税制度の健全な発展を促進すること。

以上